

-経済産業省、独立行政法人中小企業基盤整備機構-

独立行政法人中小企業基盤整備機構が保有している第2種信用基金における政府出資金の規模等について(経済産業大臣及び独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長宛て)

将来も債務保証の原資に使用されることが見込まれない政府出資金の額(試算額)

(支出) 202億6103万円

1 第2種信用基金の概要等

(1) 第2種信用基金に対する政府出資及び債務保証業務の概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、平成16年7月に設立された際に、産業基盤整備基金の解散に伴って債務保証業務を承継しており、このうち第2種信用基金(第2種基金)により実施する債務保証業務のための原資として政府出資金等を受けるなどして、29年度末時点での第2種基金における基金残高は399億7829万円(うち政府出資金375億4874万円)となっている。

第2種基金による債務保証業務は、債務保証を付した融資を受けた事業者等が債務不履行に陥った場合に、当該事業者等に代わって金融機関に債務の弁済(「代位弁済」)。また、債務保証額に対する債務保証期間中に代位弁済を行う額の割合を「代位弁済率」)を行い、代位弁済により取得した求償権の行使により、事後に事業者等から資金の回収を行うものである。

(2) 債務保証業務に必要となる政府出資金の算定

経済産業省は、新たな債務保証制度が創設される際等に、債務保証業務を実施するのに必要となる政府出資金の額を見直している。そして、その算定は、原則として次のとおり行っており、同年度末時点においては必要となる政府出資金の額を375億4874万円としている。

$$\begin{aligned} \text{債務保証業務を実施するのに} \\ \text{必要となる政府出資金の額} &= \boxed{\text{将来にわたり生ずることが}} - \boxed{\text{将来にわたり生ずることが}} \\ \boxed{\text{想定される代位弁済額(A)}} &\quad \boxed{\text{想定される保証料収入(B)}} \\ \boxed{\text{将来にわたり生ずることが想定される}} \\ \boxed{\text{債務保証を前提にした融資等の規模}} &\times \boxed{\text{保証}} \times \boxed{\text{想定上の代}} \\ \boxed{\text{位弁済率}} & \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{想定債務保証額} \\ \boxed{\text{将来にわたり生ずることが想定される}} \\ \boxed{\text{債務保証を前提にした融資等の規模}} &\times \boxed{\text{保証}} \times \boxed{\text{保証}} \times \boxed{\text{保証}} \\ \boxed{\text{割合}} &\times \boxed{\text{料率}} \times \boxed{\text{年数}} \end{aligned}$$

(注) 保証年数が複数年にわたる場合には、債務の返済等に伴い保証残高も減少することから更に1/2を乗ずる。

(3) 不要財産の国庫納付等

独立行政法人通則法(通則法)第8条第3項の規定に基づき、独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であつて主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産(不要財産)を処分しなければならないこととなっている。

(4) 第2種基金に関する過去の検査の状況

本院は、第2種基金による債務保証の利用が極めて低調となっていることから、債務保証制度の所期の目的が達成されるための方策を検討し、今後も債務保証の利用の増大が見込めない場合は、その利用実態に応じた事業規模となるように基金の額を適切に見直すよう、経済産業大臣に対して、22年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。そして、同省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、引き続き利用の促進を図り、債務保証制度の所期の目的が達成されるための方策を検討するとともに、23年度末までの実績を踏まえて、利用実態に応じた事業規模となるように基金の額を見直して、25年3月に、必要見込額を控除するなどした額に相当する80億6703万円を不要財産として国庫に納付する処置を講じた。

2 本院の検査結果

(1) 債務保証の実施状況

機構が16年7月の設立以降に実施した新規の債務保証は、主に世界的な金融危機後に実施したものであり、その実績は債務保証額計138億2399万円となっていた。一方、機構における16年7月の機構設立時点及び16年度から29年度までの各年度末時点の債務保証残高の状況をみると、16年7月には275億2335万円あったものが29年度末時点では5億0427万円まで減少しており、この額に想定上の代位弁済率(想定代位弁済率)を乗ずるなどして実際の債務保証残高に対して必要となる政府出資金の額を試算すると1億1281万円(29年度末時点の政府出資金375億4874万円に対する割合0.3%)となり、近年では債務保証の実施は極めて低調となっていて政府出資金が有効に活用されていない状況となっていた。

(2) 政府出資金の算定状況

政府出資金の額の算出のための主要な項目である想定債務保証額及び想定代位弁済率について、29年度末時点の想定と実績を比較したところ、次のとおり実績が想定を大幅に下回るなどの状況が見受けられた。

ア 想定債務保証額

同省が算出した想定債務保証額と各債務保証業務の業務開始から29年度末までに実施してきた債務保証の累計額について、業務開始から2年以上経過している5債務保証を比較すると、想定債務保証額計1350億円に対して実際の債務保証の累計額が1債務保証の4億2500万円(想定債務保証額計に対する割合0.3%)のみとなっており、実際の債務保証額は同省が算出した想定債務保証額を大幅に下回る状況となっていた。

また、経済情勢が悪化した際には債務保証の利用が大幅に増加することも考えられることから、世界的な金融危機後の景気が悪化した局面で実施されていて、かつ、現在実施されている債務保証と類似の業務である過去の2債務保証の債務保証額も実績額に含めて比較したところ、同年度末時点における債務保証額の累計額は136億5550万円(想定債務保証額に対する割合10.1%)となっており、景気が悪化した局面で実施されていた類似の業務の実績額を含めても、実際の債務保証額は、同省が算出した想定債務保証額を大幅に下回る状況となっていた。

イ 想定代位弁済率

同省は、22年度に政府出資金の額の算定を行った際等に、保証債務損失引当金の引当率等を20.5%等と算出し、これらを想定代位弁済率としていた。しかし、その後、保証債務損失引当金の実績を蓄積しているものの、同省と機構との間で、これらに係る情報が十分に共有されてしまわず、同省は、想定代位弁済率20.5%等の見直しを行わないまま引き続き使用するなどしていた。

そこで、16年度から29年度までの各年度末における保証債務損失引当金の引当率の状況をみると、世界的な金融危機後の景気が悪化した局面で実施されていて保証債務損失引当金の計上が多かった24年度から26年度までの3か年における引当率の平均値が15.9%となっており、経済情勢が悪化して債務保証の利用が増加した場合においても、想定代位弁済率20.5%等との間に開差が生じている状況となっていた。

(注) 保証債務損失引当金 債務保証を付した融資を受けた事業者等が債務不履行に陥った場合に代位弁済を行うことにより生ずる損失に備えるための引当金

(3) 政府出資金の必要額の試算等

29年度末時点における債務保証業務について、過年度の実績等を考慮した上で必要な政府出資金の額を試算すると次のとおりとなる。

すなわち、想定債務保証額については、過年度に類似の業務が行われている債務保証は類似の業務も含めた債務保証額の累計額を用いることとし、それ以外の債務保証は同省が算出した想定債務保証額を用いることとする。また、想定代位弁済率については、保証債務損失引当金の計上が多かった24年度から26年度までの3か年における引当率の平均値15.9%を用いることとするなどして算出すると、必要な政府出資金の額は172億8770万円と試算される。

したがって、29年度末の政府出資金375億4874万円のうち、172億8770万円を上回る202億6103万円については、将来も債務保証の原資に使用されることが見込まれないと認められる。

3 本院が表示する意見

同省は、機構に係る第3期中期目標(計画期間は26年4月から31年3月まで)において、保有資産は、その利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性等の観点に沿って、その保有の必要性について不斷の見直しを行うこととしており、機構が作成した第3期中期計画においても同様に行うこととされている。

については、同省及び機構において、30年度に新たな債務保証業務が追加されていることなどを踏まえつつ、第2種基金における政府出資金について、債務保証の事業規模を利用の実態に応じたものに見直すとともに、政府出資金をその事業規模に見合った資産規模とするよう、次のとおり意見を表示する。

ア 同省において、過年度の債務保証の利用実績、保証債務損失引当金の引当率、業務の安定性等を考慮するなどして真に必要となる政府出資金の額を検討し、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金に係る資産については、機構において、通則法に基づき、不要財産として速やかに国庫に納付すること

イ 同省及び機構において、今後、同様の事態が生じないよう、債務保証の利用実績、保証債務損失引当金の引当率等の情報を十分に共有するなどして、真に必要となる政府出資金の額を適時適切に検討し、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金に係る資産を不要財産として速やかに国庫に納付することができる体制を整備すること